

[解説]

事後調査の項目は、環境影響がないか又はその程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境影響評価の項目を選定することを明示したものである。

(事後調査の調査の手法)

第19条 対象事業に係る事後調査の調査の手法の選定に当たっては、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう選定するものとする。

[解説]

事後調査の項目及び手法の選定は、当該項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し適切に選定すること、及び事後調査の結果は、環境影響評価の結果との比較検討ができるように項目及び手法を選定することを示したものである。

このように事後調査の結果は、評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と比較検討することになるため、その手法は現地調査の手法と同じ手法によることが基本である。ただし、調査手法の技術的進歩、法令に基づく調査手法の改正などがあった場合には、当該最新の調査手法によるほか、現況調査の結果と比較対照できる調査手法を併用することが望ましい。

2 前項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

[解説]

事後調査の手法は、環境への影響が小さい手法を選定することを示したものである。

(事後調査後の環境保全措置の検討)

第20条 事後調査の結果については、対象事業の実施状況、環境及び環境への負荷の状況、環境保全措置の実施状況及び効果並びに調査時点における気象の状況、水象の状況その他の事項との関連について検討するとともに、環境影響評価の結果との比較検討を行うものとする。

2 前項の場合において、事後調査の結果が環境影響評価の結果と異なった場合において当該対象事業の環境影響の程度が著しいものと認められるときは、その原因を明らかにするとともに、環境保全措置を検討するものとする。この場合において、評価書において事後調査の結果により環境影響の程度が著しいこ

とが明らかとなった場合に講ずることとした環境保全措置があるときは、当該環境保全措置について、併せて検討するものとする。

3 第14条の規定は、前項の環境保全措置の検討について準用する。

〔解説〕

環境影響評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と事後調査の結果とを比較検討することを明示したものである。

事後調査の結果が評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と著しく異なる場合には、その原因が対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況や社会的状況の変化などによるものか、予測の前提条件、予測の不確実性、環境保全措置の効果その他の予測又は評価に関わる要因によるものかを検討することとなる。

(事後調査後の検討結果の整理)

第21条 前条の規定による事後調査の結果に基づき環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 事後調査の項目及び調査の手法の選定の理由
- (2) 事後調査の項目ごとの事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較
- (3) 評価書に記載された環境保全措置の検証の結果
- (4) 第16条各号に掲げる事項
- (5) 地方公共団体その他の事業者以外の者（以下「地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該地方公共団体等との協力又は当該情報の内容
- (6) 事業者以外の者が事後調査を行った場合にあっては、当該事業者以外の者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

〔解説〕

事後調査の結果に基づき環境保全措置の検討を行ったときに整理すべき事項を明示したものである。

附 則

この技術指針は、平成11年6月12日から施行する。

〔解説〕

技術指針の施行日は、条例や規則と同様、環境影響評価法の完全施行日に合わせて平成11年6月12日である。